

# 重要事項説明書

【第一号通所事業】

社会福祉法人 幸恵会

## 目 次

1. 業者概要
2. ご利用事業所
3. 事業の目的と運営方針
4. ご利用事業所の職員体制
5. 営業日
6. 利用料
7. 苦情申し立て窓口
8. 緊急時の対応方法

第一号通所事業所  
デイサービスセンターいきいき  
重要事項説明書

あなたに対する第一号通所事業サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 業者概要

事業者名称	社会福祉法人 幸恵会
事業所名称	デイサービスセンター いきいき
主たる事務所の所在地	茨城県筑西市八丁台457
法人種別	社会福祉法人
代表者名	福岡 稔晃

2. ご利用事業所

指定番号	0872700281
所在地	茨城県筑西市八丁台457
電話番号	0296-23-1881

3. 事業の目的と運営方針

要支援又は事業対象者である方に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことの出来るよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

4. ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の 従業者の職種	員 数	勤 務 体 制
管理者	1人 (常勤1名:特養施設長兼特定入居者生活介護 管理者兼介護支援専門員兼務)	午前8時30分 ~ 午後5時30分
生活相談員	2人 (常勤2名:内1名介護兼務)	午前8時30分 ~ 午後5時30分
機能訓練指導員	1人 (常勤1名)	午前8時30分 ~ 午後5時30分
看護師	2人 (常勤2名:内1名入所看護兼務)	午前8時30分 ~ 午後5時30分
介護職員	5人 (常勤5名:内1名相談員兼務、内1名事務兼務)	午前8時30分 ~ 午後5時30分

5. 営業日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日、祝日とする。  
ただし、8月13日～15日、12月31日～1月3日を除く。

営業時間 午前8時30分 ～ 午後5時30分（サービス提供時間 午前9時30分～午後4時30分）

6. 利用料

(1) 基本料金

①第一号通所事業:通所介護相当サービス

区 分	単位数	金 額		
		1割	2割	3割
基本額	事業対象者・要支援1 1,798単位/月	1,823円	3,646円	5,469円
	要支援2 3,621単位/月	3,671円	7,343円	11,015円
各種加算	要支援1 サービス提供体制強化加算(I)	88単位/月		
	要支援2 サービス提供体制強化加算(I)	176単位/月		
	科学的介護推進体制加算	40単位/月		
	介護職員等処遇改善加算(I)	9.2%		

※一単位の単価は10.14円になります。

②通所型サービスA

区 分	単位数	金 額		
		1割	2割	3割
基本額	事業対象者・要支援1 1,618単位/月	1,640円	3,281円	4,921円
	要支援2 3,258単位/月	3,303円	6,607円	9,910円

※一単位の単価は10.14円になります。

(2) その他の費用

区 分	金 額	内容の説明
① 食費	635円	食費 575円 おやつ代 60円
② おむつ代	実 費	利用者の希望により提供した場合
③ 教養娯楽費		実 費

※教養娯楽費のついて

レクリエーション活動、外出行事、季節ごとの催し物を行う際の費用は、その都度、自費で徴収させていただきます。

(3) キャンセル料

ご利用日の前々営業日午後5時までにご連絡頂いた場合	無 料
ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡頂いた場合	デイサービス利用の30%

ご利用日の当日午前9時までにご連絡頂いた場合	デイサービス利用の80%
ご利用日の当日午前9時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用の100%
当職員が本人の様態を確認し、健康上の理由で中止した場合	無 料

※ 健康上の理由で中止した場合とは、送迎時(お迎え時)の判断であり、一度施設内でのご利用をされた後、健康上の理由で早退された場合は前項に定める利用料をお支払いいただきます。

## 7. 苦情申し立て窓口

利用者相談窓口	デイサービスセンター いきいき 窓口担当者：片岡 ひとみ ご利用時間：午前8:30～午後5:30 ご利用方法：電話 0296-23-1881 苦情箱（玄関入り口に設置） 第三者委員届出日 令和5年3月17日
第三者委員会	星野 正幸 堀江 潔
筑西市	筑西市保健福祉部介護保険課 電 話：0296-24-2111（代表）
下妻市	下妻市保健福祉部介護保険課 電 話：0296-43-2111（代表）
桜川市	桜川市保健福祉部介護保険課 電 話：0296-75-3158（直通）
結城市	結城市保健福祉部介護保険課 電 話：0296-34-0417（代表）
真岡市	真岡市健康福祉部高齢福祉課介護保険係 電 話：0285-83-8094
茨城県国民健康 保険団体連合会	茨城県国民健康保険団体連合会 電 話：029-301-1565（ダイヤルイン）
茨城県運営適正化 委員会	茨城県運営適正化委員会(茨城県社会福祉協議会内) 電 話：029-305-7193

## 8. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

## 9. 緊急時の対応方法

利用者の状態が急変した場合等には、速やかに主治医又はケアマネジャーなどの関係機関と連絡調整を図り、ご記入いただいた連絡先へご連絡いたします。